

令和 2 年 3 月 2 日

お客様・関係者様各位

民事再生に関するお知らせ

1 民事再生手続開始の申立について

ルミナスクルーズ株式会社（本社・神戸市中央区波止場町 5 番 6 号、代表取締役・熊野幸三）は、令和 2 年 3 月 2 日、神戸地方裁判所に民事再生手続開始の申立（令和 2 年（再）第 1 号）を行いました。

また、神戸地方裁判所は、同日、弁済禁止の保全処分を発令したことから、原則として令和 2 年 3 月 1 日以前の原因に基づいて生じた債務は弁済が禁止されております。また、同裁判所は、保全処分と併せて、監督命令を発し、長谷部信一弁護士（神陵法律事務所・兵庫県弁護士会所属）を監督委員に選任いたしました。

2 民事再生開始申立に至った経緯

当社は、国内最大級のレストランシップである「ルミナス神戸 2」（船籍港：神戸市、総トン数：4 7 7 8 トン、平成 6 年就航）によるレストランクルーズ事業をおこなってきました。

しかし、平成 3 0 年は、大阪府北部地震、平成 3 0 年 7 月豪雨、台風第 2 1 号と自然災害が続き、令和元年も台風による運行中止が相次ぎ、一方で、燃料価格は高騰を続け、当社の資金繰りは悪化していました。当社は、インバウンドへの依存はほぼありませんが、令和 2 年 1 月以降、新型コロナウイルスの余波とみられる多数のキャンセルが発生し、このまま現状を放置すれば、債権者の皆様方に多大な御迷惑をおかけすることが必至でありましたので、本日、民事再生手続開始の申立を行うこと

とした次第です。

3 既にご予約いただいておりますお客様、ギフト券を購入いただいたお客様へ

民事再生申立に先立ち、ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社（以下「F P C社」といいます）より、当社の事業再生を支援していただく旨表明を受けています。

F P C社は、同じく神戸港においてレストランクルーズ船「コンチェルト」を運営する株式会社神戸クルーザーの100%株主です。

「ルミナス神戸2」は、本日より運休し、債権者様ほか関係各所との調整のうえ早期の再開を目指しますが、運休中のレストランクルーズは「コンチェルト」へご乗船いただければと存じます。

また、既にご入金をいただいておりますお客様につきましては、F P C社および「コンチェルト」の支援のもと、「ルミナス神戸2」一時運航休止に伴う「コンチェルト」様での代替クルージングのご案内の通りの対応をさせていただきます。

当社としましては、F P C社および「コンチェルト」の支援のもと、一日も早い「ルミナス神戸2」の運行再開を目指して参りますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

5 債権者説明会について

債権者説明会は、①令和2年3月5日（木曜）および②同月7日（土曜）の2回、兵庫県弁護士会館（<http://www.hyogoben.or.jp/access/>）にて開催し、①、②いずれの日程とも同内容で、午前10時より予約支払やギフト券購入いただいたお客様向け説明会、午前11時より上記お客様以外の債権者向け説明会を予定しています。

なお、この説明会に参加されないことによる不利益は一切ございません。

6 問い合わせ先

コンチェルトへの乗船振替等に関するお問い合わせは「ルミナス神戸2」Tel 078 - 333 - 8414 へ、その他のお問い合わせは、弁護士法人東町法律事務所神戸事務所（lumi@higashimachi.jp（本件専用アドレス）、Tel 078-392-3100 Fax 078-392-3113 弁護士・西川あて）にお問い合わせください。

以 上